LIFENET INSURANCE COMPANY

定期死亡保険

（無配当・無解約返戻金型）

ご契約のしおり・約款

2026年6月

ライフネット生命保険株式会社
〒102-0084 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

定期死亡保険

（無配当・無解約返戻金型）



「ご契約のしおり」は、保険契約に関する重要な事項および普通保険約款について
わかりやすくまとめたものですので、申し込みの前に必ずご一読ください。

2026 年 6 月

ライフネット生命保険株式会社

目次

第 1 編　各商品共通のご案内…… 2
|1| 申し込みに際して必ずご確認いただくもの …… 3
❶「利用規約」…… 3
❷ 個人情報の取り扱い …… 4
|2| ご契約に際して …… 9
❶ ご契約の流れ…… 9
❷ 申し込み手続きについて…… 9
❸ 申込内容と「お客さま控」…… 10
❹ クーリング・オフについて …… 11
❺ 責任開始について …… 11
❻ 保険料の払い込みについて …… 12
❼ 各種お手続きについて…… 13
|3| その他のお知らせ …… 14
❶ 当社の組織形態について …… 14
❷ 生命保険契約者保護機構について …… 14
❸ 税法上の特典（2026 年 6 月 1 日現在） …… 17

第 2 編　定期死亡保険（無配当・無解約返戻金型）の特徴としくみ …… 18
❶ しくみ図…… 19
❷ 商品の特徴 …… 19
❸ 注意事項 …… 22
❹ 保険金をお支払いできない場合、
保険料の払込免除ができない場合の代表例 …… 22

第１編　各商品共通のご案内

本編では、申し込みに際して、各商品に共通の重要な事項を記載していますので、保険契約を申し込む前に、必ずご一読ください。

1 申し込みに際して必ずご確認いただくもの

❶「利用規約」

当社のウェブサイトを利用して保険契約をお申し込みいただく際の利用規約です。この規約は、お客さま情報をご登録いただく際に表示します。申し込み手続きを進めるためには、お客さまご自身の同意が必要です。

利用規約

(1) 電子交付について

当社は、各種約款、各種案内、契約内容などを、書面の交付（郵送）に代え、ウェブサイト、電子メールなどの当社所定の電磁的方法により、お客さまに交付します。また、電子メールによる場合は、お客さまにご登録・ご指定いただいたメールアドレスに通知します。ウェブサイトにおいては、お客さまの本人確認をさせていただく場合があります。なお、一部の書面については、郵送する場合があります。

(2) マイページ利用の際の本人認証について

当社は、お客さまが指定されたログイン ID およびログインパスワード（以下、これらを「認証番号」といいます）の確認または「ライフネット生命」という名称のアプリケーション（名称が変更された場合の当該変更後のアプリケーションを含む。以下、「アプリケーション」といいます）をもってお客さまの本人認証を行い、お客さまは、当社が本人認証をした場合に限り、マイページをご利用することができます。当社が認証番号の確認またはアプリケーションをもって本人認証を行った場合、マイページでご利用されたサービスは、すべてお客さま本人により行われたものとみなします。お客さまは、認証番号を自己の責任をもって厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。また、お客さまは、自らのためにマイページのサービスを利用することとし、理由の如何を問わず、認証番号を第三者に使用させ、もしくは譲渡、貸与、売買等をすることはできないものとします。

(3) 外部サービスアカウント連携の利用について

お客さまは、当社があらかじめ指定した他社が運営するサービス（以下、「外部サービス」といいます）のアカウントでマイページを利用することができます。外部サービスのアカウントでマイページの利用を希望するお客さまは、別に定める「外部サービスアカウント連携利用規約」の内容に同意の上で、必要な手続きを行ってください。当社は、お客さまが外部サービスのアカウン

トでマイページを利用した場合、すべてお客さま本人によりマイページのサービスが利用されたものとみなします。お客さまは、外部サービスにおけるアカウントの登録・管理などを自己の責任において行うものとします。また、お客さまは、自らのためにマイページのサービスを利用することとし、理由の如何を問わず、外部サービスのアカウントを第三者に使用させないものとします。

(4) スマートフォンを利用して当社サービスを利用する場合について

①スマートフォンサイトの利用

- スマートフォンから当社サービスを利用する場合には、当社が開設する専用のウェブサイト（以下、「スマートフォンサイト」といいます）をご利用することができます。
- スマートフォンサイトのご利用にあたりご使用いただけるスマートフォンの種類は、当社所定のものに限ります。
- スマートフォンサイトでご利用できるマイページ（以下、「スマートフォン版マイページ」といいます）は、PC サイト版マイページとサービス内容が異なる場合があります。
- スマートフォンサイトでご提供する当社サービスやスマートフォン版マイページでご利用できるお手続きの内容については、その内容を変更したり、または制限したりすることがあります。その場合、当社は、保険契約の保全のために必要なサービスやお手続きについては、PC サイト、コンタクトセンター、書面等により引き続きお客さまにご提供・ご利用できるよう代替手段を講じることとします。

②アプリケーションの利用

- スマートフォンから当社サービスを利用する場合には、当社が管理、運営する専用のアプリケーション（以下、「アプリケーション」といいます）をご利用することができます。
- アプリケーションは、「ライフネット生命」アプリ利用規約の内容をご確認、同意の上ご利用ください。

❷ 個人情報の取り扱い

■個人情報保護宣言

当社の個人情報の保護方針です。お客さま情報をご登録いただく際に表示します。
申し込み手続きを進めるためには、お客さまご自身の同意が必要です。
内容は、当社のウェブサイト（https://www.lifenet-seimei.co.jp/policy/privacy/）でご確認いただくことができます。

■機微（センシティブ）情報の取り扱いについて

告知画面ではお客さまの健康状態について告知していただきます。健康状態に関する情報は機微（センシティブ）情報になりますので、告知に際しては、画面に表示する当社の機微（センシティブ）情報の取り扱いを必ずお読みいただいたうえで告知画面にお進みいただきます。

■「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

（1）「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます）のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しています。

保険契約等の申し込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等の申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます）から５年間（被保険者が 15 歳未満の保険契約等については、「契約日等から５年間」と「契約日等から被保険者が 15 歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、コンタクトセンターにお問い合わせください。

ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024 年 3 月 31 日以前の登録事項

（１）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
（２）死亡保険金額および災害死亡保険金額
（３）入院給付金の種類および日額
（４）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
（５）取扱会社名

2024 年 4 月 1 日以降の登録事項

（１）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
（２）普通死亡保険金の金額
（３）入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
（４）災害死亡保険金の金額
（５）がん給付金の一時金額
（６）就業不能保障給付金の月額
（７）先進医療保障給付の件数
（８）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
（９）取扱会社名

※ 2024 年 4 月 1 日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更の申し込みがあった場合、申し込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記（２）～（７）に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社のウェブサイト（https://www.lifenet-seimei.co.jp/policy/privacy/reference/）でご確認いただくことができます。

(2)「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社※、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

保険金、年金、給付金または共済金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。

相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生

命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した契約に係るものは除きます。

（1）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
（2）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします）
（3）保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、コンタクトセンターにお問い合わせください。

ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社のウェブサイト（https://www.lifenet-seimei.co.jp/policy/privacy/reference/）でご確認いただくことができます。

2 ご契約に際して

❶ ご契約の流れ

申し込みからご契約までは、以下の 4 つのステップで簡単にお手続きいただけます。当社のウェブサイト上の各ページの案内に沿って、申込内容を入力してください。詳細は当社のウェブサイトをご確認ください。

STEP1 保険プラン作成（お客さま）
ウェブサイトで生年月日などを入力し、保険料をご確認ください。ご希望のプランで申し込みをしてください。

STEP2 お引き受けの審査（当社）
当社にて、保険をお引き受けすることができるか、お客さまの申込内容をもとに、審査を行います※1。

STEP3 必要書類の提出（お客さま）
必要な書類をご案内しますので、期間内に当社へご提出ください。

STEP4 ご契約の処理（当社）
ご契約成立のための処理を行います※2。契約成立のお知らせをメールおよびマイページへご連絡し、保険証券を交付します※3。保険料はウェブサイトより申し込みいただいた月の翌月分から発生します。

※ 1 契約者間の公平性を保つため、ご職業、年収、お住まいの都道府県の受療率（厚生労働省「患者調査」の受療率（人口 10 万人に対する推定患者数）を利用）などのデータ、身体の状態など、保険金や給付金のお支払いが発生するリスクに応じてお引き受けを行っています。そのため、申し込み後に、保険金額や給付金額に上限を設ける場合や、特定の疾病・身体部位・障がい状態を不担保とする特別条件を付ける場合、お引き受けができない場合があります。
※ 2 高額契約の申し込みの場合やお引き受けの審査に必要な場合は、定期健康診断の結果表（コピー）などをご提出いただき、再度お引き受けの審査を行います。
※ 3 申し込み日から 30 日以内にご契約の成立に必要な書類などが完備しなかった場合は、申し込みは取り消され、保障の開始も無効となります。

❷ 申し込み手続きについて

■普通保険約款
保険契約者と当社の間で締結する保険契約の内容が記載された文書のことです。

生命保険は長期間、また非常に多くの契約者集団から成立するために、保険種類ごとにあらかじめ一定の契約条件・内容を定めた約款を作成し、ご契約者さまに内容を説明、理解していただいたうえで契約を締結することとしています。必ずご一読いただき、内容を十分ご理解のうえ、申し込みください。

■申し込み手続き

必ずご契約者さまご自身でお手続きください。

- 申込内容は、保険会社との契約内容を取り決めるものです。内容を十分にお確かめのうえ、お間違えのないように入力してください。
- 告知情報は、健康状態などをお知らせいただくものです。内容を十分ご理解のうえ、質問事項について事実を入力してください。

❸ 申込内容と「お客さま控」

当社では、インターネットを介して、申し込みを行っていただきます。
各ページの案内に沿って、内容を十分ご理解のうえ、お手続きください。
「お客さま控」は、ご契約事項、告知事項などについて、申し込み時にご入力いただいた情報の控えです。ご確認のうえ、ダウンロード・保存してください。

■保険商品の概要（契約概要）

見積りを行った保険商品の内容について、特にご確認いただきたい事項を記載しています。当社のウェブサイトでお申し込みいただく際に表示し、ご契約前に必ずお読みいただくことにしています。「保険商品の概要（契約概要）」は保険商品についての代表的な事項を記載していますので、詳細な内容については「普通保険約款」をご覧ください。

■ご意向の確認（意向確認書）

お申し込みいただいた保険商品が、お客さまのニーズに合致しているかを確認させていただくことを「意向確認」といいます。当社では、ウェブサイトで申し込みに必要な入力と合わせて、「保険商品の概要（契約概要）」「ご意向の確認（意向確認書）」を表示し、ご回答いただくことで、意向確認とさせていただきます。

■特に重要な事項のお知らせ（注意喚起情報）

契約の申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項（免責事項や不利益な情報など）を記載しています。当社のウェブサイトでお申し込みいただく際に表示し、ご契約前に必ずお読みいただくことにしています。「特に重要な事項のお知らせ（注意喚起情報）」には代表的な事項を記載していますので、詳細な内容については「普通保険約款」をご覧ください。

■告知の前にご確認いただきたい大切な事項

生命保険は、多くの人々が保険料を出しあって、お互いに保障しあう相互扶助の制度

です。
そのため、生命保険のご契約の際には、契約者間での保険料負担の公平性が保たれるよう、過去の傷病歴、現在の健康状態などについてお伺いしています。正しく告知されなかった場合は、保険契約を解除することがあり、また、傷病歴などがある場合は、保険契約をお引き受けできない場合があります。当社のウェブサイトでお申し込みいただく際に、「告知の前にご確認ください」を表示し、必ずお読みいただいたうえで告知画面に進んでいただきます。

■告知事項
保険制度の公平性を維持するため、被保険者の健康状態や過去の傷病歴など当社が質問する事項について、事実をありのままに告知していただく事が必要です。事実を回答しなかったり、事実でないことを回答した場合は、告知義務違反として保険契約が解除される場合がありますので、十分内容をご理解のうえ、正確にご入力ください。告知漏れなどがありましたら、すぐに当社までお知らせください。

❹ クーリング･オフについて

保険契約の申込完了日から、**その日を含めて８日以内**であれば、申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「申し込みの撤回等」といいます）をすることができます。申し込みの撤回等は、書面またはマイページや電子メールなどの電磁的記録の発信時（書面による場合は郵便の消印日）に効力を生じますので、申し込みの撤回等を希望される場合は、申し込みを取り消す旨の意思・契約者氏名（書面による場合は自署）・住所･申込番号を記載して、郵送または電磁的記録により当社宛てに、前述の期間内（書面による場合は８日以内の消印有効）に発信してください。

❺ 責任開始について

申し込みいただいた契約を当社が承諾した場合には、申し込みいただいた時点にさかのぼって保障を開始します。



⑥ 保険料の払い込みについて

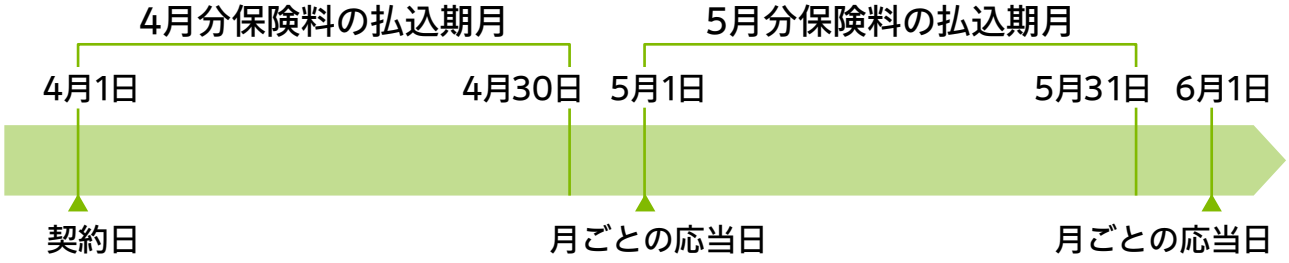
■保険料の払込方法

保険料の払い込みは月払いのみで、以下の方法からご選択いただけます。

- **口座振替**：当社が提携している金融機関の、ご契約者さま名義の口座から、毎月の振替日に自動的に当社の口座へ振り替えられます。
- **クレジットカード払い**：ご指定いただいたご契約者さま名義のクレジットカードにより決済されます。

■保険料の払込期月

払込期月とは、契約日の月ごとの応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日）の属する月の初日から末日までをいいます。
毎月の保険料は、払込期月内に払い込んでいただきます。

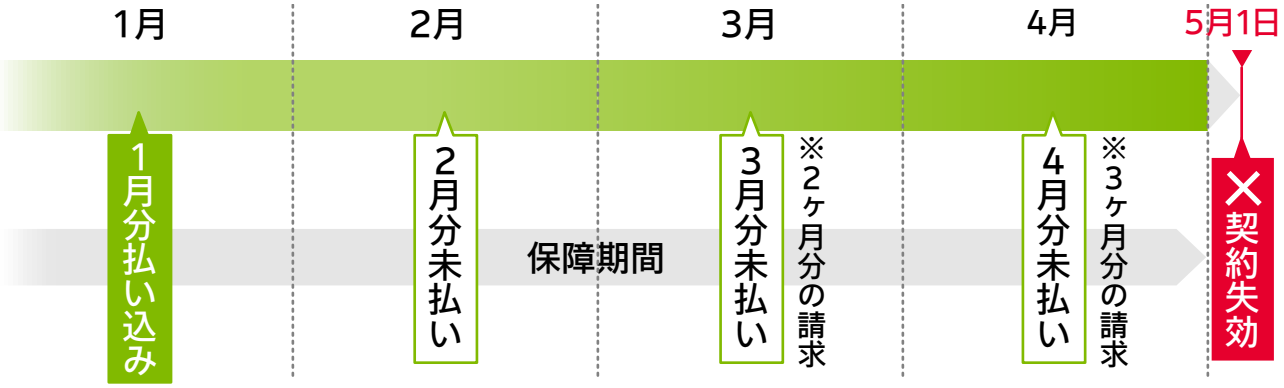


■保険料の払い込みの猶予期間と失効

払込期月内に払い込みのご都合がつかない場合のために、保険料の払い込みの猶予期間を設けています。

保険料の払い込みの猶予期間：
払込期月の翌月初日から翌々月末日までを猶予期間とします。

保険契約の失効：
猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間の満了の日の翌日からその効力を失います（失効）。失効した保険契約を元の状態に戻すこと（復活）はできませんので十分にご注意ください。



■保険料の払い込みが免除される場合

被保険者が、責任開始時点以後に約款所定の状態となった場合には、将来の保険料の払い込みが免除される場合があります。各商品によって条件に違いがありますので、各商品の普通保険約款をご確認ください。

❼ 各種お手続きについて

■ご契約内容の確認･変更･解約

当社のウェブサイト上にあるマイページに、お客さまにご指定いただいたログイン情報を入力いただくことで、ご契約内容の確認や変更、解約などのお手続きをしていただくことができます。マイページからお手続きいただける内容は以下のとおりです。

- お客さま情報（住所やメールアドレスなど）の変更
- お支払い方法の変更
- 受取人・指定代理請求人の変更
- 保険金額・給付金額の減額
- 保険契約の解約
- 保険証券の再発行
- 控除証明書の再発行　　など

各種お手続きのご不明な点については、当社コンタクトセンターまでご連絡ください。

保険金･給付金のご請求に関するお問い合わせ

コンタクトセンター　[通話無料] 0120-717991

※受付時間：平日９時～ 17 時 30 分（年末年始、土曜、日曜、祝日は除く）
※お電話をいただく際には証券番号をお知らせください
※お客さまからのご質問やご要望などを正確に把握するため、お電話の際は通話内容を録音しておりますので、あらかじめご了承ください

ご契約内容、保険の申し込みなどに関するお問い合わせ

コンタクトセンター　[通話無料] 0120-205566

※受付時間：平日 9時～ 20時、土曜日 9時～ 18時（年末年始、日曜、祝日は除く）
※お客さまからのご質問やご要望などを正確に把握するため、お電話の際は通話内容を録音しておりますので、あらかじめご了承ください
※ご契約に関するお問い合わせは、契約者ご本人さまからお願いいたします

3 その他のお知らせ

❶ 当社の組織形態について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社になります。
株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の契約者は相互会社の契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

❷ 生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

（1）保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
（2）保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
（3）保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定※1に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約※2を除き、責任準備金等※3の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません※4）。
なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手

続の中で確定することとなります）。

※２破綻時に過去５年間で常に予定利率が基準利率（注１）を超えていた契約を指します（注２）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝

90％－｛（過去５年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷２｝

（注１）基準利率は、生保各社の過去５年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

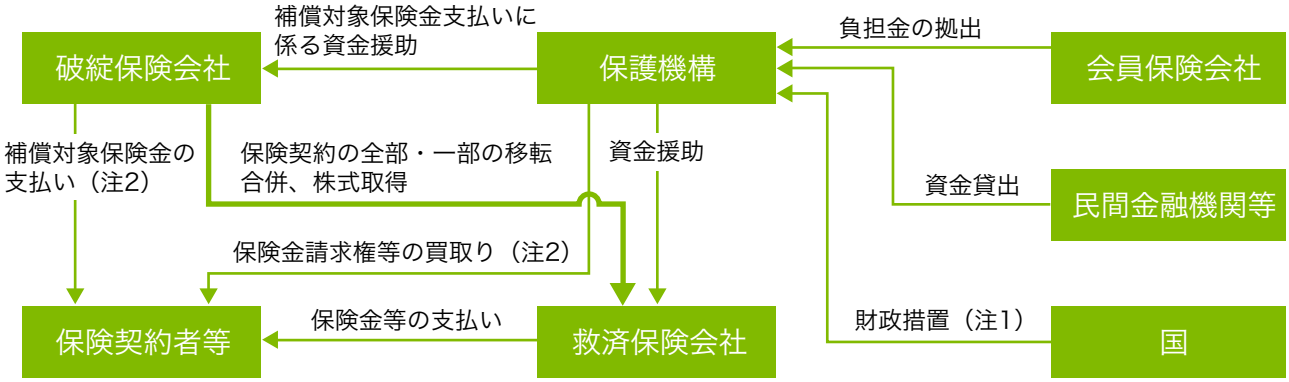
（注２）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※３責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

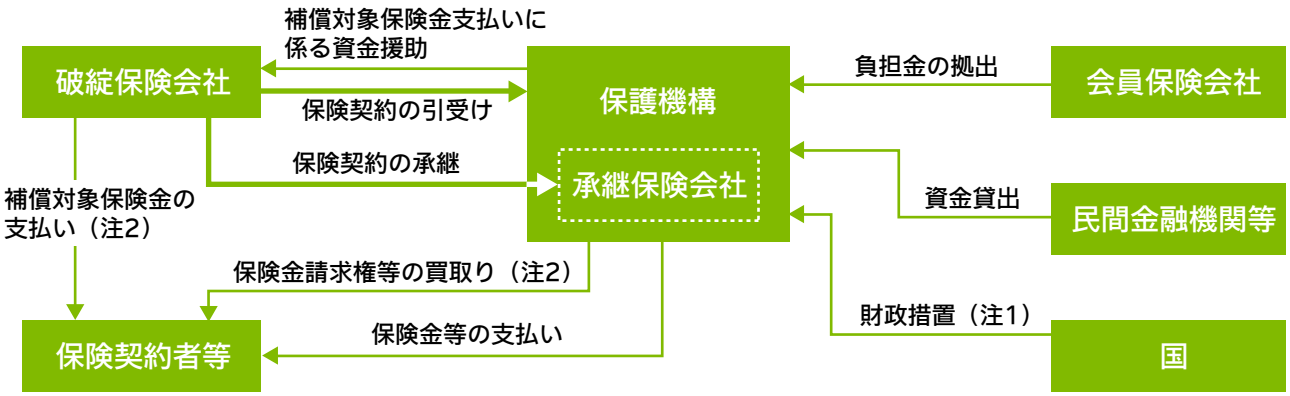
※４個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その 90％が補償されるものではありません。

＜しくみの概略図＞

救済保険会社が現れた場合



救済保険会社が現れない場合



（注１）上記の「財政措置」は、2027 年３月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

（注２）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、※２に記載の率となります）。

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取り扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構　03-3286-2820

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）
午前９時～正午、午後１時～午後５時
ホームページアドレス：https://www.seihohogo.jp/

❸ 税法上の特典（2026年6月1日現在）

■生命保険料控除

払い込みいただく保険料は生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の負担が少なくなります。
生命保険料控除の対象となる契約は、保険金や給付金の受取人が契約者本人か、またはその配偶者やその他の親族となっている保険契約です。
対象となる保険料は、１月から 12 月までに払い込まれた保険料の合計額です。

所得税の計算時に所得から控除される金額

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000 円以下のとき	支払保険料等の全額
20,000 円を超え 40,000 円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/2）＋ 10,000 円
40,000 円を超え 80,000 円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/4）＋ 20,000 円
80,000 円を超えるとき	一律 40,000 円

住民税の計算時に所得から控除される金額

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000 円以下のとき	支払保険料等の全額
12,000 円を超え 32,000 円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/2）＋ 6,000 円
32,000 円を超え 56,000 円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/4）＋ 14,000 円
56,000 円を超えるとき	一律 28,000 円

■死亡保険金の税法上の取り扱い

死亡保険金については、契約者と被保険者が同一のため、保険金受取時には相続税の対象となります。
死亡保険金受取人が契約者の法定相続人の場合は、法定相続人１人につき 500 万円が生命保険金控除額となり、相続税の課税対象から控除されます。

■上記以外の保険金（高度障害保険金）と給付金の税法上の取り扱い

被保険者本人、もしくはその配偶者、直系血族、生計を一にする親族が高度障害保険金や医療保険の給付金、がん保険の給付金、就業不能保険の給付金、認知症保険の給付金を受け取る場合には、全額非課税です。

第２編　定期死亡保険（無配当・無解約返戻金型）の特徴としくみ

本編では、商品の概要をご確認いただけます。
商品の内容を十分ご理解のうえ、申し込みください。

❶ しくみ図



❷ 商品の特徴

契約年齢	18 歳以上、80 歳以下
保険金額	18歳～50歳　500万円～１億円（100万円単位で設定可能） 51歳～65歳　300万円～１億円（100万円単位で設定可能） 66歳～70歳　200万円～１億円（100万円単位で設定可能） 71歳～80歳　100万円～１億円（100万円単位で設定可能） ※保険期間途中での減額が可能です。会社が定める範囲外となる減額はお取扱いできません。 ※増額の場合は新規の追加契約が必要です。追加契約時に改めて引き受けのための審査をさせていただきます。
死亡保険金	被保険者が死亡された場合に、死亡保険金をお支払いします。 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと会社が認めたときには、死亡保険金をお支払いします。
高度障害保険金	被保険者が責任開始時点以後の傷害または疾病を直接の原因として、約款所定の高度障害状態になった場合に、高度障害保険金をお支払いします。高度障害保険金をお支払いした場合、死亡保険金は支払われません。
保険料の払込免除	約款所定の障害状態になった場合には、保険料の払い込みが免除されます。

<table>
<tr><td>保険期間</td><td>10 年、20 年、30 年、65 歳まで、80 歳まで、90 歳まで

※契約日（申し込み日の翌月 1 日）時点の年齢によって、選択いただける保険期間に制限があります。
※保険期間「10 年」、「20 年」、「30 年」 をご選択いただいた方で、保険期間満了日の翌日（更新日）の年齢が 89 歳以下の場合、特にお申し出をいただかない限り、その時の健康状態にかかわらず、更新前と同じ保険金額・保険期間で契約が更新されます。ただし、更新後の保険期間満了日の年齢が 91 歳以上となる場合は、保険期間満了日の年齢が 90 歳になるように保険期間を年単位で短縮して更新します。
※更新時には更新日の保険料率に基づき、更新時の年齢で保険料が再計算され、多くの場合保険料は高くなります。
※保険期間「65 歳まで」、「80 歳まで」、「90 歳まで」 をご選択いただいた場合、保険期間は被保険者が満了年齢になって初めて迎える年単位の契約応当日の前日まで（年単位の契約応当日が誕生日の場合は、満了年齢になる誕生日の前日まで）となります。この場合、契約の更新はなく、保険期間満了日をもって契約は終了します。</td></tr>
<tr><td>保険料の払込期間</td><td>保険期間と同一</td></tr>
<tr><td>健康診断書の有無</td><td>保険金額によっては、ウェブサイトの申込画面で、健康状態の質問事項にお答えいただくだけで申し込むことができます。ただし、契約年齢ごとに、健康診断書なしで申し込むことができる保険金額の上限が決まっています。
<table>
<tr><th>契約年齢</th><th>保険金額の上限</th></tr>
<tr><td>18 歳～ 40 歳</td><td>3,000 万円</td></tr>
<tr><td>41 歳～ 45 歳</td><td>2,500 万円</td></tr>
<tr><td>46 歳～ 50 歳</td><td>2,000 万円</td></tr>
<tr><td>51 歳～ 55 歳</td><td>1,500 万円</td></tr>
<tr><td>56 歳～ 70 歳</td><td>1,000 万円</td></tr>
<tr><td>71 歳～ 80 歳</td><td>500 万円</td></tr>
</table>
※傷病歴や健康診断での異常指摘歴がある場合には、保険種類や保険金額にかかわらず、定期健康診断の結果表（コピー）などをご提出いただく場合があります。
※契約年齢は、申し込み日の翌月 1 日時点での年齢です。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>解約返戻金</td><td>
保険期間を通じて、解約返戻金はありません。
解約返戻金がない保険（無解約返戻金型）と解約返戻金がある同種の保険を比較すると下表のとおりとなり、無解約返戻金型は解約返戻金がない分、保険料を低く設定しています。

＜契約例＞
男性 20 歳、保険期間・保険料払込期間：90 歳満了、
保険金額：1,000 万円、保険料払込方法：月払
＜契約例の払込保険料累計と解約返戻金の推移＞
<table>
<tr><th rowspan="3">経過
年数</th><th rowspan="3">年齢</th><th colspan="2">定期死亡保険</th><th colspan="2">※【参考金額】
解約返戻金がある
定期死亡保険</th></tr>
<tr><th colspan="2">月払保険料
4,864 円</th><th colspan="2">月払保険料
11,298 円</th></tr>
<tr><th>払込保険料
累計</th><th>解約
返戻金</th><th>払込保険料
累計</th><th>解約
返戻金</th></tr>
<tr><td>10年</td><td>30歳</td><td>583,680 円</td><td>0 円</td><td>1,355,760 円</td><td>1,037,000 円</td></tr>
<tr><td>20年</td><td>40歳</td><td>1,167,360 円</td><td>0 円</td><td>2,711,520 円</td><td>2,120,000 円</td></tr>
<tr><td>30年</td><td>50歳</td><td>1,751,040 円</td><td>0 円</td><td>4,067,280 円</td><td>3,205,000 円</td></tr>
<tr><td>40年</td><td>60歳</td><td>2,334,720 円</td><td>0 円</td><td>5,423,040 円</td><td>4,218,000 円</td></tr>
<tr><td>50年</td><td>70歳</td><td>2,918,400 円</td><td>0 円</td><td>6,778,800 円</td><td>5,020,000 円</td></tr>
<tr><td>60年</td><td>80歳</td><td>3,502,080 円</td><td>0 円</td><td>8,134,560 円</td><td>5,084,000 円</td></tr>
<tr><td>70年</td><td>90歳</td><td>4,085,760 円</td><td>0 円</td><td>9,490,320 円</td><td>0 円</td></tr>
</table>
※当社は、解約返戻金がある定期死亡保険を取り扱いしておりません。記載の数値は、解約返戻金がある同種の保険を当社が取り扱う場合に予定する「参考金額」です。
※ご契約の内容などによっては、払込保険料累計額が保険金額を上回る場合があります。
</td></tr>
<tr><td>配当</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>ポイント還元のある商品の場合、ポイント還元規約で詳細をご確認ください。</td></tr>
</table>

❸ 注意事項

- 当しおりは、商品の概要を記載しています。商品の詳細につきましては、約款を必ずご確認ください。
- 保険料をお支払いいただけなかった場合※、保険契約は失効します。契約の復活はできません。
  ※保険料の支払い月にお支払いいただけなかった場合、その翌月から２ヶ月間の支払い猶予期間を設けます。猶予期間内に支払いがない場合、保険契約は失効します。
- 契約者間の公平性を保つため、ご職業、年収、身体の状態など、保険金のお支払いが発生するリスクに応じて引き受けを行っています。そのため、申し込み後に、保険金額に上限を設ける場合や「特定障害を不担保とする特則」を適用する場合、お引き受けできない場合があります。

❹ 保険金をお支払いできない場合、保険料の払込免除ができない場合の代表例

死亡保険金、高度障害保険金をお支払いできない場合、保険料の払込免除ができない場合の代表的な事例は以下のとおりです。以下に記載のない場合でも、約款の規定によりお支払いできない場合があります。詳しくは約款をご確認ください。

高度障害保険金のお支払い	責任開始時点前に発生していた病気やケガを原因として、約款所定の高度障害状態になった場合※1にはお支払いできません。また、約款に定める高度障害状態に該当しない場合は、高度障害保険金のお支払いの対象外です。高度障害保険金の支払いの対象となる高度障害状態については約款別表をご覧ください。
特定の障がいを原因とした高度障害保険金のお支払い、保険料の払込免除	「特定障害を不担保とする場合の特則」を適用したご契約において、会社が指定した特定障害により、高度障害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合、会社は、高度障害保険金の支払いおよび保険料の払込免除は行いません。この特則は、保険契約が更新された場合、更新後の保険契約にも適用されます。
責任開始※2の日から３年以内の自殺	責任開始の日からその日を含めて３年以内の自殺の場合は、免責事由となりますので、死亡保険金のお支払いはできません。ただし、精神障害などによる自殺については、死亡保険金をお支払いする場合もあります。

告知義務違反	正しい告知をせずに契約した場合、告知義務違反として契約が解除され、保険金を受け取れない場合があります。ただし、責任開始時点前の検査や治療と、ご請求内容に因果関係がない場合は、保険金をお支払いする場合があります。
重大事由による解除	保険金を詐取する目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合、保険契約者、被保険者または受取人が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合など重大事由によりご契約が解除された場合は、仮に保険金の支払事由が生じていたとしても保険金のお支払いはできません。また、すでに保険金を支払っていたときでも、当社はその返還を請求することができます。

※１ 保険契約締結の際に、当社が告知等により知っていたその病気に関する事実にもとづいて承諾した場合や、責任開始時点前に被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合（その病気による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます）は支払いの対象となります。

※２ 責任開始とは、当社が保険契約上の保障を開始することをいい、当社が保険契約の申し込みを承諾した場合、申し込み時点（お客さまがウェブサイト上の申込画面で保険契約の申し込みを行い、その内容を当社が受信した時点）にさかのぼって保障を開始します。

以上

定期死亡保険
（無配当・無解約返戻金型）
普通保険約款
電子証券に関する特約条項

2024年4月

ライフネット生命保険株式会社

もくじ

この保険の趣旨

第 1 章　総 則
- 第 1 条　被保険者と受取人
- 第 2 条　保障の開始
- 第 3 条　契約日と保険期間

第 2 章　保険金の支払い
- 第 4 条　保険金の種類
- 第 5 条　死亡保険金の支払い
- 第 6 条　高度障害保険金の支払い
- 第 7 条　保険金等の請求手続き
- 第 8 条　保険金等の支払いの時期と場所
- 第 9 条　指定代理請求

第 3 章　保険料の払い込み
- 第 10 条　保険料払込期間
- 第 11 条　被保険者の年齢の計算方法
- 第 12 条　保険料の払い込み
- 第 13 条　猶予期間
- 第 14 条　保険料の払込免除

第 4 章　契約内容の変更および保険契約の管理
- 第 15 条　受取人、指定代理請求人の変更
- 第 16 条　遺言による受取人の変更
- 第 17 条　住所等の変更
- 第 18 条　解約およびその他の諸変更
- 第 19 条　保険契約の更新

第 5 章　告知義務および
保険契約の解除・取消し・無効
- 第 20 条　告知義務
- 第 21 条　告知義務違反による解除
- 第 22 条　保険契約を解除できない場合
- 第 23 条　重大事由による解除
- 第 24 条　詐欺による取消し
- 第 25 条　不法取得目的による無効

第 6 章　その他
- 第 26 条　年齢または性別の誤りの処理
- 第 27 条　時効
- 第 28 条　管轄裁判所
- 第 29 条　特定障害を不担保とする場合の特則

別表、備考、身体部位略図
- 別表 1　高度障害保険金の支払いの対象となる高度障害状態
- 備考
- 身体部位略図
- 別表 2　必要書類
- 別表 3　保険料の払込免除の対象となる状態

電子証券に関する特約条項

この保険の趣旨

この保険は、保険の対象となる人（以下、「被保険者」といいます）が死亡または所定の高度障害の状態になった場合に、一定額の保険金を支払うもので、定期死亡保険といいます。保険金を支払えば保険契約は終了します。この保険には、配当および解約返戻金はありません。

第１章　総 則

[被保険者と受取人]

第１条　この保険契約の被保険者は、契約者本人であることを要します。

２　契約者は、つぎの各号の範囲内で死亡保険金の受取人を指名します。

（１）被保険者の戸籍上の配偶者

（２）被保険者の２親等内の血族

（３）その他、受取人として指定すべき相当の関係があると会社が認めた者

３　高度障害保険金の受取人は、被保険者と同一であることを要します。被保険者以外の者を受取人に指定することはできません。

[保障の開始]

第２条　会社は、保険契約の申し込みを承諾した場合は、申し込みの時点に遡って、保険契約上の責任を負います。ただし、第 20 条（告知義務）に定める告知の前に申し込みがなされたときは、告知の時点からとします。

２　会社は、保険契約の申し込みを承諾した場合は、契約者に保険証券を交付します。

３　前項の保険証券には、つぎの各号の事項を記載します。

（１）会社名

（２）契約者の氏名

（３）被保険者の氏名

（４）保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

（５）保険期間

（６）保険料払込期間

（７）保険金額

（８）保険料およびその払込方法

（９）契約日

（10）責任開始日

（11）保険証券を作成した年月日

４　保険契約の申し込みは、申込後に申込者が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合においても、その効力を有するものとします。

[契約日と保険期間]

第３条　この保険契約の契約日は、前条第１項により会社の責任が開始される日（以下、「責任開始の日」といいます）が属する月の翌月１日とします。

２　保険期間は、契約日を基準として計算します。ただし、保険契約上の責任が開始した時点から契約日の前日までに、保険金を支払いまたは保険料の払い込みを免除する場合は、責任開始の日を契約日として保険期間を再計算します。

第２章　保険金の支払い

[保険金の種類]
第４条　保険金の種類は、死亡保険金および高度障害保険金とします。

[死亡保険金の支払い]
第５条　会社は、つぎの表に定めるところにより、死亡保険金を支払います。

支払事由 （死亡保険金を支払う場合）	（1）被保険者が死亡したとき （2）被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと会社が認めたとき
支払額	保険金額
受取人	死亡保険金の受取人
免責事由 （死亡保険金を支払わない場合）	（1）責任開始の日からその日を含めて３年以内の被保険者の自殺 （2）死亡保険金の受取人の故意による被保険者の死亡

２　被保険者が死亡したものと会社が認めたときとは、つぎのときをいいます。
（1）法定死亡のとき（民法上の失踪宣告がなされたとき、または戸籍法による認定死亡により除籍されたとき等）
（2）法定死亡と認定されていない場合でも、官公庁等が遭難・事故等の事実を確認しており、かつ、客観的資料により確認した状況から、被保険者が当該遭難・事故等に巻き込まれて死亡したことが確実と判断されるとき

３　死亡保険金の受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金の受取人に支払います。

４　つぎの免責事由により死亡保険金が支払われない場合には、会社は、支払わない部分の保険料積立金を、契約者の法定相続人に支払います。
（1）責任開始の日からその日を含めて３年以内に被保険者が自殺した場合
（2）死亡保険金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合

５　死亡保険金の受取人が支払事由の発生前に死亡した場合、その法定相続人を死亡保険金の受取人とします。死亡保険金の受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は法定相続割合とします。

６　前項の規定により死亡保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金の受取人となった者のうち生存している他の受取人を死亡保険金の受取人とします。

７　第１項の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、保険料積立金を下回ることはありません。

[高度障害保険金の支払い]

第６条　会社は、つぎの表に定めるところにより、高度障害保険金を支払います。

支払事由 （高度障害保険金を支払う場合）	被保険者が責任開始時点以後の傷害（急激かつ偶発的な外来の事故による発症のことです。以下、同じです）または疾病を直接の原因として、別表１に定める高度障害状態になった場合（責任開始時点前にあった障害状態に、その原因となった傷害または疾病と因果関係のない、新たな傷害または疾病を原因とする障害状態が加わって、別表１に定める高度障害状態になった場合を含みます）
支払額	保険金額
受取人	被保険者
免責事由 （高度障害保険金を支払わない場合）	被保険者の故意による高度障害状態の発生

２　会社は、高度障害保険金の支払請求を受けていた場合において、それを支払う前に、さらに死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるときは、高度障害保険金を支払いません。高度障害保険金を支払った後に、死亡保険金の支払請求を受けた場合も、会社は、これを支払いません。

３　高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が別表１に定める高度障害状態に該当した時から保険契約は消滅したものとします。

４　第１項の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始時点前に発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に別表１に定める高度障害状態になったときは、つぎのとおり取り扱います。

（1）保険契約の締結の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

（2）その疾病について、責任開始時点前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、高度障害保険金を支払います。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

５　被保険者が、別表１に定める高度障害状態に該当しているにもかかわらず、保険期間の満了の日に、その回復の見込みがないことが明らかでないことにより、その時点では高度障害保険金が支払われない場合においても、保険期間の満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときは、会社は、高度障害保険金を支払います。

６　第１項の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により別表１に定める高度障害状態に該当した場合で、その原因により高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、高度障害保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、保険料積立金を下回ることはありません。

[保険金等の請求手続き]

第７条　保険金の支払事由が生じたことを知ったときまたは保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、契約者、被保険者または受取人は遅滞なく会社に通知してください。

２　受取人（保険料の払込免除の場合は契約者）は、遅滞なく必要書類（別表２）を会社に提出して、保険金または保険料の払込免除を請求してください。

[保険金等の支払いの時期と場所]

第８条　保険金の支払場所は会社の本社とし、必要書類が会社に到達した日（会社に到達した日が営業日でない場合は翌営業日。以下、本条において同じです）から５営業日以内に、保険料振替口座また

は受取人指定の金融機関等の口座に、保険金を振り込みます。

2　保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の申込時から保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達してから 45 日を経過する日とします。

（1）保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　第 5 条（死亡保険金の支払い）または第 6 条（高度障害保険金の支払い）に定める支払事由に該当する事実の有無

（2）保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
　保険金の支払事由が発生した原因

（3）告知義務違反に該当する可能性がある場合
　会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

（4）この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　前 2 号に定める事項、第 23 条（重大事由による解除）第 1 項第 4 号①から⑤までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の申込時から保険金の請求時までにおける事実

3　前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前 2 項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達してから当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

（1）前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60 日

（2）前項第 2 号から第 4 号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180 日

（3）前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　90 日

（4）前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関し、契約者、被保険者または受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　180 日

（5）前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　180 日

（6）前項各号に定める事項についての災害救助法が適用された地域における調査　　180 日

4　契約者、被保険者または受取人が、前 2 項に掲げる必要な事項の確認の際に、正当な理由がないにもかかわらず当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅延の責任を負わず、その間は保険金の支払いを留保しまたは保険料の払い込みを免除しません。

5　第 2 項および第 3 項に定める確認を行う場合は、会社は、その旨を保険金を請求した者に通知します。

6　第 1 項から前項までの規定は、保険料の払込免除についても準用します。

[指定代理請求]

第９条　高度障害保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本条において同じです）の支払事由が生じたにもかかわらず、受取人（保険料の払込免除の場合は契約者。以下、本条において同じです）である被保険者が高度障害保険金を請求できないつぎの各号に定める事情がある場合は、あらかじめ契約者が指名する指定代理請求人が、必要書類（別表 2）を会社に提出することにより、被保険者の代理人として、高度障害保険金の請求を行うことができます。

（1）高度障害保険金の請求を行う意思表示が困難である場合

（2）がん等傷病名の告知を受けていない場合

（3）その他第 1 号、第 2 号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2　前項の指定代理請求人は、つぎの各号の範囲内であることを要します。

（1）被保険者の戸籍上の配偶者

（2）被保険者の直系血族（直系血族がいないときは兄弟姉妹、兄弟姉妹もいないときは甥姪）

（3）被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の 3 親等内の親族

（4）つぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために高度障害保険金を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。

① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者

② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

③ その他、上記①②と同等の特別の事情がある者として会社が認めた者

3　指定代理請求人が、故意に別表 1 に定める高度障害状態を発生させた場合および第 1 項各号に定める状態に該当させた場合は、その資格を喪失します。

4　指定代理請求人は、高度障害保険金の請求時において第 2 項に定める範囲内でなければ、その請求を行うことはできません。

5　高度障害保険金が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払い後にその保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第 3 章　保険料の払い込み

[保険料払込期間]

第10条　保険料払込期間は、保険期間と同じです。

[被保険者の年齢の計算方法]

第11条　保険料を決める際の被保険者の年齢は、契約日の満年齢で計算します。

[保険料の払い込み]

第12条　保険料は、会社の提携先の中から、契約者が指定した金融機関等の口座振替、またはクレジットカードで、契約日より毎月、月払により払い込んでいただきます（指定口座を変更する場合は、必要書類（別表 2）を会社に提出することによります）。なお、会社は、払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

2　契約日の月ごとの応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、本条において同じです）の属する月の初日から末日までを、保険料の払込期月とします。

3　口座振替による場合、会社は、契約日にかかわらず、会社の指定する振替日（金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日）に保険料を振り替えます。

4　口座振替が不能となった場合は、翌月の振替日に、翌月分の保険料とあわせて 2 か月分の保険料の振替を行います。翌月の振替日にも振替が不能となった場合は、翌々月の振替日に 3 か月分の保険料の振替を行います。

5　クレジットカードによる場合、会社は、クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用額の範囲内であることを確認し、カード会社に保険料を請求したときに、その払い込みがあったものとみなします。なお、払い込みが不能となった場合は、前項の規定を準用します。

6　同一の指定口座からの口座振替、または同一のクレジットカードにより、複数の保険契約の保険料を払い込む場合、契約者は、会社に対して、保険契約の払い込みの優先順位を指定することはできません。

7　第 1 項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後末日までに保険金の支払事由が生じた場合、会社は、保険金を支払う際に、未払込保険料を保険金から控除します。

8　第 1 項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれない場合には、会社は、保険料の払い込みを免除しません。

9　第 1 項の保険料が応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険料の払い込みを要しなくなった場合は、会社は、その保険料を契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに受取人に払い戻します。

[猶予期間]

第13条　保険料の払い込みについては、払込期月の翌月初日から翌々月末日までを猶予期間とし、猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間の満了の日の翌日からその効力を失います。

2　猶予期間内に支払事由が発生した場合は、会社は保険金を支払います。この場合は、未払込保険料を保険金から控除します。

3　猶予期間内に保険料の払込免除事由が発生した場合は、契約者は、その猶予期間の満了の日までに、未払込保険料を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、保険料の払い込みを免除しません。

[保険料の払込免除]

第14条　被保険者が、責任開始時点以後の傷害を直接の原因として別表 3 に定める状態になった場合（責任開始時点前にあった障害状態に、その原因となった傷害または疾病と因果関係のない新たな傷害

を原因とする障害状態が加わって別表 3 に定める状態になった場合を含みます。以下、同じです）、会社は、将来の保険料の払い込みを免除します。ただし、被保険者の故意によるときは除きます。

2　前項の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により別表 3 に定める状態になった場合で、その原因により別表 3 に定める状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の一部または全額についてその払い込みを免除しないことがあります。

第 4 章　契約内容の変更および保険契約の管理

[受取人、指定代理請求人の変更]

第15条　契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、必要書類（別表 2）を会社に提出することにより、第 1 条（被保険者と受取人）第 2 項に定める範囲内で死亡保険金の受取人を変更することができます。

2　高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

3　契約者は、必要書類（別表 2）を会社に提出することにより、第 9 条（指定代理請求）第 2 項に定める範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

4　第 1 項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

[遺言による受取人の変更]

第16条　前条に定めるほか、契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、第 1 条（被保険者と受取人）第 2 項に定める範囲内で死亡保険金の受取人を変更することができます。

2　前項による死亡保険金の受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

[住所等の変更]

第17条　契約者が、住所、電話番号、電子メールアドレス（以下、「住所等」といいます）を変更した場合は、遅滞なく会社に通知してください。

2　契約者が前項の通知を行わなかった場合において、契約者の住所等を会社が確認できなかったときは、会社が把握している契約者の最後の住所等に発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

[解約およびその他の諸変更]

第18条　契約者は、必要書類（別表 2）を会社に提出することにより、将来に向かって保険契約を解約することができます。必要書類が会社に到達した時点で、保険契約は終了します。ただし、解約返戻金はありません。

2　契約者は、必要書類（別表 2）を会社に提出することにより、保険金額を減額することができます（会社が定める範囲外となる減額は取り扱いません）。必要書類が会社に到達した日の属する払込期月の翌月の契約応当日に、保険契約の保険金額は減額されたものとし、そのときから減額後の保険料を適用します。なお、保険金額の減額分に対応する解約返戻金はありません。

3　この約款に定める以外の契約内容の変更はできません。

[保険契約の更新]

第19条　この保険は、契約者が、保険期間の満了の日の 2 か月前までに、継続しない旨を会社に通知しない限り、更新の請求があったものとして、保険期間の満了の日の翌日（以下、「更新日」といいます）に更新します。更新については、新たな申し込みや告知は不要です。

2　前項の規定にかかわらず、つぎの場合には、会社は本条の更新を取り扱いません。

（1）更新日の被保険者の年齢が満 90 歳以上となる場合

（2）保険期間が歳満了の保険契約の場合

3　第 1 項の規定により保険契約が更新された場合、会社は、契約者に対し、保険証券を発行しません。

4　更新後の保険料は、更新日の保険料率および被保険者の更新日の満年齢によって計算します。

5　更新後の保険期間は、更新前の保険契約と同一とします。ただし、更新後の保険期間の満了の日に被保険者の年齢が満 91 歳以上となる場合は、保険期間を短縮して更新します。

6　更新された契約内容については、更新日を第 3 条（契約日と保険期間）に定める契約日と読み替えて、更新日の定期死亡保険普通保険約款の規定を適用します。

7　第 5 条（死亡保険金の支払い）、第 6 条（高度障害保険金の支払い）、第 14 条（保険料の払込免除）、第 20 条（告知義務）、第 21 条（告知義務違反による解除）および第 22 条（保険契約を解除できない場合）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとみなします。

8　第 1 項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。この場合、この保険契約は、会社の定める基準にもとづき、本条の取扱に準じて、この保険契約の保険期間満了の日の翌日に、この保険契約に準じた保険契約として会社が定める他の保険契約へ変更されます。

第５章　告知義務および保険契約の解除・取消し・無効

[告知義務]

第20条　契約者または被保険者は、保険契約の申し込みの際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問事項について、インターネット上に設けられた会社の申込画面を通じて告知することを要します。

2　告知に際しては、質問事項について事実を回答してください。なお、会社が事実を照会した際も同様です。

[告知義務違反による解除]

第21条　会社は、前条の告知の際、契約者または被保険者につぎの事実がある場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。

（1）故意または重大な過失により質問事項について事実を回答しなかった場合

（2）故意または重大な過失により質問事項について事実でないことを回答した場合

2　前項の事実がある場合、会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。その場合は、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除は行いません。すでに保険金を支払っていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料の払い込みを免除していたときでも､その保険料の払い込みを求めることができます。

3　前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が、解除の原因となった事実と関係がなかったことを、契約者、被保険者または受取人が証明した場合は、会社は保険金を支払い、または保険料の払い込みを免除します。

4　本条の規定によって保険契約を解除する場合は、会社は、その旨を契約者に通知します。契約者に対して解除の通知を行うことができないときは、受取人に解除の通知を行います。

5　受取人に解除の通知を行う場合には、会社がそのうちの１人に対して行った通知はその他の受取人に対してもその効力を有するものとします。

6　保険契約を解除した場合は、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

[保険契約を解除できない場合]

第22条　会社は、前条に定める告知義務違反があった場合でも、つぎのいずれかのときには、保険契約を解除することができません。

（1）会社が保険契約の締結の際、契約者または被保険者に解除の原因となる事実があることを知っていたとき、または過失により知らなかったとき

（2）保険媒介者が、契約者または被保険者が第 20 条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき

（3）保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第 20 条（告知義務）の告知をしないことをすすめたとき、または事実でないことを告げることをすすめたとき

（4）会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて１か月が経過したとき

（5）責任開始の日からその日を含めて保険契約が２年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日からその日を含めて２年以内に解除の原因となる事実により保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているときは除きます。

2　前項第２号および第３号の場合において、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第 20 条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

[重大事由による解除]

第23条　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由（重大事由）が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

（1）契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます）または受取人がこの保険契約

の保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じです）を詐取する目的もしくは第 3 者に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合

（2）この保険契約の保険金の請求に関し、受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があった場合

（3）他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

（4）契約者、被保険者または受取人が、つぎのいずれかに該当するとき

① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること

② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

④ 受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

（5）他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者または受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、契約者、被保険者または受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第 1 号から第 4 号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

2　前項の事実がある場合、会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。その場合は、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第 4 号のみに該当した場合で、前項第 4 号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じです）の支払いまたは保険料の払込免除は行いません。また、すでに保険金を支払っていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料の払い込みを免除していたときでも、その保険料の払い込みを求めることができます。

3　本条による解除については、第 21 条（告知義務違反による解除）第 4 項から第 6 項までの規定を準用します。

[詐欺による取消し]

第24条　契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結が行われた場合は、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

[不法取得目的による無効]

第25条　契約者が保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本条において同じです）を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行った場合は、保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第 6 章 その他

[年齢または性別の誤りの処理]

第26条 保険契約の申し込みの際、被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が会社の契約する年齢の範囲外のときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。その場合は、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻し、その他のときは実際の年齢に基づいて保険料を精算します。

2 保険契約の申し込みの際、被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて保険料を精算します。

[時効]

第27条 保険金の支払いまたは保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から 3 年間行使しない場合には消滅します。

[管轄裁判所]

第28条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者とします）の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

2 この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

[特定障害を不担保とする場合の特則]

第29条 この保険契約の締結の際に、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、会社は、この特則をこの保険契約に適用することがあります。

2 この特則により不担保とする特定障害は、それぞれつぎの各号のとおり取り扱います。

（1）会社の定めた不担保期間中に、別表 1 に定める高度障害状態のうち、あらかじめ会社が指定した障害によって、高度障害保険金の支払事由が発生した場合には、第 6 条（高度障害保険金の支払い）の規定にかかわらず、高度障害保険金を支払いません。

（2）会社の定めた不担保期間中に、別表 3 に定める身体障害状態のうち、あらかじめ会社が指定した障害によって、保険料の払込の免除事由が発生した場合には、第 14 条（保険料の払込免除）の規定にかかわらず、保険料の払込免除は行いません。

3 保険契約が更新された場合、更新後の保険契約にもこの特則は適用されます。

別表、備考、身体部位略図

別表 1　高度障害保険金の支払いの対象となる高度障害状態

高度障害保険金の支払いの対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。
（1）両眼の視力を全く永久に失ったもの
（2）言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
（3）中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
（4）胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
（5）両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
（6）両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
（7）1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
（8）1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

備考（別表 1 および別表 3 共通）

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

（1）視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
（2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
（3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの 3 つの場合をいいます。
① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
（2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

（1）聴力の測定は、日本工業規格（昭和 57 年 8 月 14 日改定）に準拠したオージオメータで行います。
（2）「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、$\frac{1}{4}$（a+2b+c）の値が 90 デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害

（1）「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

（2）「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 脊柱の障害

（1）「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

（2）「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の 3 種の運動のうち 2 種以上の運動が生理的範囲の 2 分の 1 以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

（1）手指の障害については、5 手指をもって 1 手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。

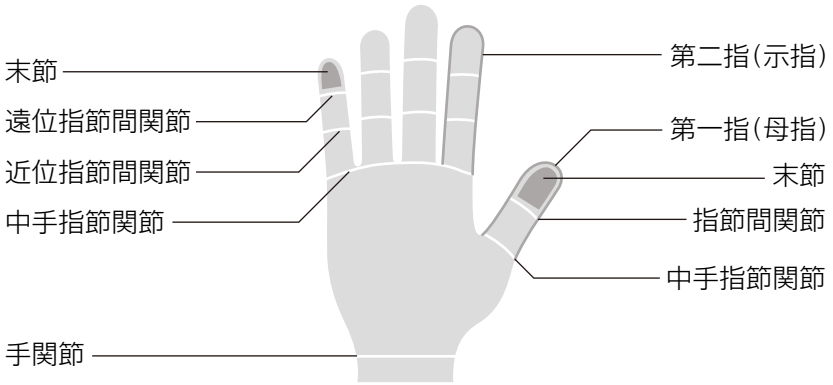
（2）「手指を失ったもの」とは、第 1 指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

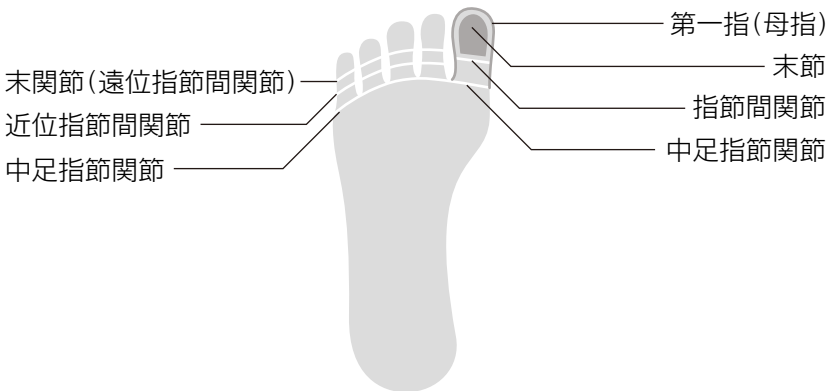
（3）「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の 2 分の 1 以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の 2 分の 1 以下で回復の見込みのない場合をいいます。

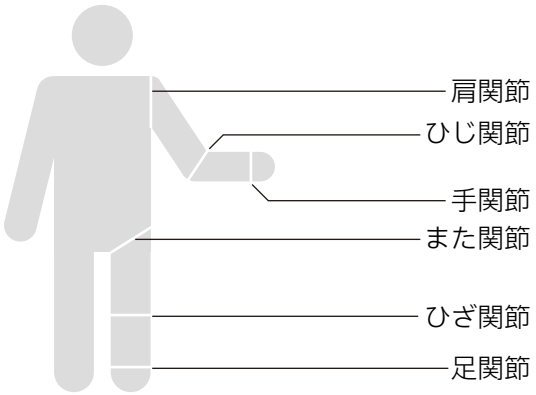
8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

[身体部位略図]







別表 2　必要書類

項目	約款条文	必要書類
死亡保険金の請求	第 5 条 第 7 条	(1) 請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 死亡した被保険者の住民票または戸籍抄本 (4) 受取人の印鑑証明書（3 か月以内のもの。以下、同じです） (5) 保険証券
高度障害保険金の請求	第 6 条 第 7 条	(1) 請求書 (2) 医師の診断書 (3) 被保険者の印鑑証明書 (4) 保険証券
指定代理請求	第 9 条	それぞれの保険金の請求に必要な書類に加えて、つぎの書類が必要となります。 (1) 指定代理請求人の印鑑証明書 (2) 指定代理請求人が第 9 条第 2 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人が第 9 条第 2 項第 4 号に該当する場合で、被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (4) 指定代理請求人が第 9 条第 2 項第 4 号に該当する場合で、契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し (5) 保険証券
保険料の払込免除	第 7 条 第 14 条	(1) 請求書 (2) 傷害であることを証明する書類（事故による場合） (3) 医師の診断書 (4) 保険証券
指定口座の変更	第 12 条	(1) 口座振替依頼書（口座振替の場合）
受取人、指定代理請求人の変更	第 15 条 第 16 条	(1) 請求書 (2) 保険証券

項目	約款条文	必要書類
解約	第 18 条	（1）請求書 （2）保険証券
保険金額の減額	第 18 条	（1）請求書 （2）保険証券

会社は、必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めること、または一部の書類の提出を省略もしくは代替することができます。

別表 3　保険料の払込免除の対象となる状態

保険料の払込免除の対象となる状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

（1）1 眼の視力を全く永久に失ったもの
（2）両耳の聴力を全く永久に失ったもの
（3）1 上肢を手関節以上で失ったかまたは 1 上肢の用もしくは 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
（4）1 下肢を足関節以上で失ったかまたは 1 下肢の用もしくは 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
（5）10 手指の用を全く永久に失ったもの
（6）1 手の 5 手指を失ったかまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含んで 4 手指を失ったもの
（7）10 足指を失ったもの
（8）脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

以上

電子証券に関する特約条項

[特約の締結]

第１条　この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます）の契約者（以下、「契約者」といいます）の申出によって、会社が定める主契約に付加して締結します。

[保険証券の交付]

第２条　この特約が付加された場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます）の規定にかかわらず、会社は、保険証券を電磁的方法により交付します。

[必要書類]

第３条　前条の規定により会社が電磁的方法により保険証券を交付した場合には、主約款および特約条項の別表に定める必要書類のうち、保険証券の提出は不要とします。

[特約の保険料の払い込み]

第４条　この特約は保険料の払い込みを要しません。

[特約の解約]

第５条　この特約のみの解約は取り扱いません。

[主契約が更新された場合の取扱]

第６条　主契約が更新された場合は、この特約も同時に更新されます。なお、この特約が付加された場合、主約款の保険契約の更新の規定にかかわらず、会社は、保険証券を電磁的方法により交付します。

[主約款の規定の準用]

第７条　この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

以上